

平成29年度第3回岐阜県食品安全対策協議会 議事要旨

- 1 日時：平成30年2月27日（火）14：00～16：00
- 2 場所：岐阜県水産会館 2階 中会議室
- 3 出席者

区 分	団 体 名	役 職 等	氏 名
学識経験者	岐阜大学応用生物科学部	准教授	梶川 千賀子
	(公社)岐阜県栄養士会	副会長	長屋 紀美子
消費者	全岐阜県生活協同組合連合会	会員	上林 美也子
	岐阜県食生活改善推進員協議会	会長	羽場 富子
	岐阜県生活学校連絡協議会	書記	田中 露美
	消費者代表（公募）	-	高木 まどか
	消費者代表（公募）	-	柴山 拓治
	消費者代表（公募）	-	道上 弥生
生産者	(公社)岐阜県食品衛生協会	理事	浅野 高道
流通業者	(株)バローホールディングス	品質管理室長	国富 直人

- 4 議題
「第4期食品安全行動基本計画骨子案」について

5 議事要旨

(平岡食品安全対策係長 (生活衛生課))

ただいまから、平成29年度第3回食品安全対策協議会を開催いたします。なお、本日の発言内容につきましては、議事録として記録し、公開させていただきます。後日事務局よりご確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、岐阜県健康福祉部次長の西垣より、ご挨拶申し上げます。

(西垣健康福祉部次長)

平素は、岐阜県の食品安全行政の推進にあたり、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、本日はお忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、近年のグローバル化や食の環境変化に対応するため、厚生労働省において、食品衛生法の改正に向けた準備が、現在進められているところです。

主な改正内容としては、広域的な食中毒事案への対策強化や食品衛生管理の国際基準であるHACCPによる衛生管理の制度化、リスクの高い成分を含むいわゆる「健康食品」等による健康被害の防止対策など、多岐にわたった内容になっております。

今後、国会に改正案が提出されることになるとは思いますが、岐阜県としましても、法改正の内容に的確に対応していくとともに、協議会の場におきましても、お伝えしていきたいと考えております。

本日の議題は、「第4期食品安全行動基本計画骨子案」とさせていただきます。前回の協議会におきまして、委員の皆様から第4期計画の作成に向けて、いただいたご意見をもとに、骨子案を作成させていただきました。後ほど事務局より説明をさせていただきますので、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をお願いいたします。

それでは皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(平岡食品安全対策係長 (生活衛生課))

資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、次第、名簿、配席図、資料1～3となります。不足はございませんでしょうか。

以後の進行につきましては、梶川会長にお願いしたいと思います。それでは、梶川会長、よろしくお願いいたします。

(梶川会長)

それでは、さっそく議題に入りたいと思います。

本日の議題は「第4期食品安全行動基本計画骨子案」についてとなっております。前回の協議会において、委員の皆様から第4期計画についてのご意見をいただきました。

それを踏まえて、事務局から第4期計画の骨子案を示させていただいたうえで、改めて委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。

では、まず事務局から、議題に関する説明をお願いします。

(野池食品安全推進室長（生活衛生課）)

前回の協議会において、委員の皆様方からお伺いしたご意見をもとに、第4期食品安全行動基本計画の骨子案を作成しましたので、ご説明をさせていただきます。

資料1 1ページをご覧ください。

こちらは、第4期食品安全行動基本計画について、概要をまとめた資料となっております。現在の第3期計画においては、基本目標を「すべての県民とのコラボレーションにより、「将来にわたって安全で安心な食生活ができる岐阜県」の実現を目指す。」とし、「食品の安全性の確保」、「食品に対する安心感の向上」、「将来にわたる安全な食生活の確保」の3つの施策の方向を掲げて施策を実行しております。

これまで、1・2期計画では、「何を行うか」を主として、制度作りに注力して取り組み、第3期計画は「どのように行うか」をテーマとし、「質の向上」に注力して取り組みを行いました。

第4期計画では、「基本目標」・「施策の方向」については、第3期計画を踏襲し、現在の3つの方向に向け、施策を展開していきたいと考えています。その上で、第3期から取り入れているコラボレーションについて、特に消費者や事業者と関係する取組みの多い「施策の方向2」に重点的にコラボレーションを取り入れ、より効果的に県の施策を推進し、食品に対する安心感の向上を図ります。

次に第4期計画を策定するに当たり、現在食品安全に関して、どのような課題が挙げられるかをページ左の中段に記載しております。

食中毒事件やアレルギー物質の混入事例が依然発生していることや、県民に対して、県の制度や取組みがあまり浸透していないことなどが挙げられます。また、前回の協議会において、委員の皆様からは、学校教育の重要性、食中毒や食物アレルギー対策、県内産農畜産物の安定的な供給などに関して、ご意見をいただきました。

ここで資料2 7ページをご覧ください。こちらは、皆様方から前回いただいたご意見とそれに対する次期計画における対応方針を取りまとめた表となっています。食中毒やアレルギー対策、消費者教育やHACCP等、幅広い分野について、ご意見をいただきました。皆様方からのご意見に対して、それぞれ対応方針を立てて、計画に反映させております。

資料1にお戻りください。

資料右側をご覧ください。こちらには7つの施策について、今後特に力を入れて取り組みたい重点施策として掲げております。また、第4期計画の新たな施策としまして、「食品の安全・安心に関する教育の推進」と「食品の安全に関する各認定制度の普及推進」を新たな施策として追加をしました。

具体的な取組みとしては、「食品の安全・安心に関する教育の推進」については、食品衛生協会の手洗いマイスターと連携し、子供を対象に手洗い教室や食品安全教室などを開催したり、教育委員会と連携し、学校などの先生や保護者を対象とした講習会などで、食品の安全性に関する知識を普及させることを取り組んでまいります。

「食品の安全に関する各認定制度の普及推進」については、HACCPをはじめとした県の各認定制度について、説明会や個別相談等を行い、事業者の取組みを支援することで、認定数の増加を図ります。消費者に対しては、認知度を向上させるために、関係団体や、認定事業者と連携し、講習会などの機会を利用し、広く消費者に周知し、認定事業者の取組みを紹介したいと考えております。

その他にも、食品衛生法が改正されることに伴い、改正内容に沿った形で、計画に反映させることや、各施策の進捗状況を、的確に評価できる形の指標を設定していきます。

2ページをご覧ください。

こちらは、計画の全体構成を表したものです。

「施策の方向1から3」について、それぞれ、取り組むべき具体的な施策を定めており、先ほどご説明した新たな2つの施策は、「施策の方向2」の2番目、3番目に入っています。

また、「施策の方向3」の1つ目にある「県内産農畜産物の生産・消費の推進」については、第3期計画では「環境にやさしい農業の実現」と「地産地消の推進」の2つの施策に分かれていたものですが、県内産農畜産物に対する取組みを一体的にアピールできるよう統合したうえで、重点施策としています。

7つの重点施策についてもお示しをしています。

資料1の3ページから5ページについては、それぞれの施策についての課題と第4期計画において、具体的にどのような取組みを行っていくかをまとめた

ものとなっております。

施策の方向1の食品等の安全性の確保に関してご説明させていただきます。

「1 コンプライアンスの推進」については、重点施策として取り組んでまいります。産地偽装や賞味期限の改ざんなどの事件が依然として、全国的にも発生しており、消費者と食品事業者の信頼関係を確立するためには、事業者のコンプライアンス意識を向上させることが重要課題となっております。具体的な取組みとしては、関係団体と連携し、講習会などにおいて、コンプライアンスに関する周知啓発を行ったり、県のホームページやSNSを利用し、情報提供を行ってまいります。

「2 食中毒防止対策の推進」については、重点施策として取り組んでまいります。県内において、年間20件前後の食中毒が発生しており、特に集団給食施設などで、未然に食中毒を防止する対策が必要です。また、イノシシやシカなどの「ジビエ」の搬入・解体・加工の各過程における衛生管理を徹底する必要があります。具体的な取組みとしては、食品衛生関係施設に対する監視指導のほか、講習会や広報・イベントなどで、事業者や消費者に対し衛生知識の普及啓発を行います。

次に、「3 監視指導・検査の推進」についてですが、この中には12の細分化された施策が含まれております。そのうち、アレルギー物質対策と食品表示対策を重点施策としております。食物アレルギーは場合によっては命に関わることもあるため、適切に表示がされるよう指導を行うとともに、表示に関する正しい知識の普及を図ります。食品表示については、表示内容も複雑化しており、事業者に対して、正しい知識の普及を行い、適正に表示がされるよう指導を行ってまいります。

続いて、「4 危機管理体制の構築」については、食品関連事故の発生に備え、迅速かつ的確に対応するため、各種対応マニュアルの整備や見直しを行い、職員に周知徹底を図ります。また、食品事業者に食品の危機管理に関する情報提供を行うことで、健康被害の未然防止や拡大防止につなげます。

次に、施策の方向2の食品に対する安心感の向上についてご説明させていただきます。

「1 リスクコミュニケーションの推進」については、第3期計画から引き続き、双方向のリスクコミュニケーションを重点施策として取り組んでまいります。委員の皆様からいただいたご意見にもありましたが、食の安全に関するイベント等の参加に積極的でない県民の方々に、いかに情報を届け、共に考える機会を作り出すかが、課題となっております。シンポジウムやセミナー、研修会などを関係団体、関係各課と連携して実施し、食品関連事業者が実施している施設見学の取組みを県のホームページで紹介するなど、各種のリスクコミュ

ニケーション事業を展開してまいります。また、対象となる県民の年代に合わせた媒体により情報発信を行い、効果的な情報提供を行ってまいります。

「2 食品の安全・安心に関する教育の推進」と「3 食品の安全に関する各種認定制度の普及推進」については、新たな施策として追加するもので、内容についてはさきほどご説明したとおりです。

続きまして施策の方向3について説明させていただきます。

「1 県内産農畜産物の生産・消費の推進」について、新たに重点施策として取り組んでまいります。将来にわたり、県内産の安全安心な農産物を確保するために、生産・消費の推進を行ってまいります。具体的には、ぎふクリーン農業をはじめとした環境にやさしい農業などを支援し、県産農畜産物の魅力や安全性を県民に広く周知し、地産地消の意識を高めることや、学校給食における県産農畜産物の使用を推進します。

「2 食品の安全を支える調査研究の推進」については、食品関連事故や食品を取り巻く状況の変化に対し、迅速・的確に対応するために、食品の安全性に関する検査方法や農畜産物の生産技術などの調査研究を行い、実践的な技術の向上を図ります。

「3 食品の安全を守る人材の確保・育成の推進」については、食品関連事業者への適切な指導・助言を行うため、食品の安全性の確保に携わる行政職員には、時代のニーズに対応した知識と高い専門性が必要とされています。また、食品関連事業者には、正しい知識を持って適切に自主衛生管理を行うことが求められています。

このため、行政職員向けの計画的な教育訓練を行うとともに、自主衛生管理に向上が図られるよう食品関連事業者に対する支援を行ってまいります。

以上が第4期行動基本計画の骨子案の説明となります。

続いて、今年度の計画の策定スケジュールについてご説明します。

資料3をご覧ください。

今回の第3回協議会で皆様に骨子案について、ご意見を伺い、必要な調整を行った後、5月頃に庁内の会議である「食品安全推進本部員会議」において協議し、計画骨子を確定することとしています。

来年度の第1回協議会において、計画骨子を報告させていただきます。

また、これと並行した形になりますが、関係各課に照会をかけ、計画本体案の作成を進め、10月に予定している第2回の協議会において、計画案をお示しする予定です。皆様からのご意見を伺った後、県民との意見交換会、パブリックコメントを実施し、一般県民の方から幅広くご意見をいただくこととして

います。

いただいた意見をもとに、計画案の調整を行い、2月に予定している第3回の協議会において報告させていただきます。委員の皆様からの意見を参考に最終調整を行い、来年3月末までに計画を策定し、県民の皆様公表予定としています。

事務局からの説明は以上となります。

(梶川会長)

では、委員の方のご意見を伺っていききたいと思います。

今回示された第4期計画の骨子案についてのご意見や、ご指摘などご自由に発言していただきたいと思います。

(長屋委員)

岐阜県栄養士会の長屋と申します。

第4期の基本計画の骨子案について、第3期計画から引き続き、より具体的になったと感じております。重点施策や新たな施策に関して、栄養士会としても非常に関わりの深い食中毒やアレルギー対策など含まれており、積極的に取り組んでいきたいと思っております。新たな施策として、保育園や学校などの子供に対する教育がされるということなので、栄養士会としても連携して取り組んでいきたいと思っております。

(上林委員)

全岐阜県生活協同組合連合会の上林と申します。

前回の協議会で学校における食の教育について意見を言ったのですが、こういう風に計画に反映していただき感謝しています。学校教育の中でも特に、高校生に対しての教育が重要であると思っています。高校を卒業した後、一人暮らしを始める人も多いと思うので、その前に食品の安全に関する教育を行うことが大切だと思います。カキを食べるとノロウイルス食中毒になる可能性があるということや、お肉を十分に焼かないと食中毒の危険があるといったような、知識があるかどうかでリスクの大きさも違ってくると思います。家庭での教育も必要だとは思いますが、独り立ちする前に教育の機会があるといいと思います。食中毒防止に関して重点施策となっていますが、子ども食堂やふれあいサロンなどの地域で行うボランティアのような食を提供する場が広まっています。そういうところで大勢の人に対して食を提供しているといったこともあるので、そこに対しても啓発をお願いしたいと思っております。

少し気になった点としては、2ページの食の安全に関する教育の推進に関し

てですが、「消費者教育の実施」といった文言が少し分かりづらいのではないかと感じました。

(羽場委員)

岐阜県食生活改善推進協議会の羽場と申します。

前回の協議会の際に、発言した社会福祉施設等の食品衛生管理の内容が計画に反映されており、とてもうれしく思います。食生活改善協議会としても計画に沿いながら、事業を進めていきたいと考えています。

(田中委員)

岐阜県生活学校連絡協議会の田中と申します。

今回お示しいただいた骨子案について、とてもよくできたものだと思います。施策の方向2の「食品の安全・安心に関する教育の推進」の中の、「地域社会における消費者教育の実施」について、消費者への周知ということであると思いますので、そういった文言を入れると分かりやすいのではないかと思います。食品の安全に関して関心の低い消費者の方に対して、市町村やもっと身近な自治会などと連携していきながら情報提供を進めていただけたらと思います。

(梶川会長)

事務局の方から、委員の方のご意見に対して発言をお願いします。

(野池食品安全推進室長（生活衛生課）)

長屋委員には県の取組みに対して、県の施策に栄養士会としてもご協力いただけるということで、ありがとうございます。日頃からご協力いただけていますが、今後ともよろしくお願いします。

上林委員からは、特に高校生に重点をおいて教育を行ってほしいというご意見をいただきました。現在実施しているリスクコミュニケーション事業では、ジュニアクイズ大会などの小学生向けの事業は実施しておりますが、高校生に的を絞ったものについては、手薄な状況となっておりますので、今後、より幅広い年代の方に向けた情報発信や事業展開を行っていきたいと思います。

子ども食堂やふれあいサロン、デイサービス等について、ご意見をいただきました。いずれも食品の営業許可の必要ない業態で食品を提供している施設についてご心配をされているということだと思います。許可の有無に関わらず、食品を提供される場合には、保健所から衛生的な食品の取扱いについて指導していきます。現状でも社会福祉施設には指導を実施しております。子ども食堂に関しては、前回委員の皆様から子ども食堂の現状についてご意見をいただき

ました。この行動基本計画の策定に先行する形となりますが、来年度の食品衛生指導の取組みの中で、子ども食堂の実態把握と衛生指導を始めようと考えています。その中で、課題などが見つかりましたら、今回の計画にも反映させることができるのではと思います。

消費者教育という施策の名前について違和感を覚えるといったご意見をいただきました。施策の内容を分かりやすいように的確に表す名称について考えていきたいと思っています。現在消費者教育の実施とした理由としては、県民生活課で消費者教育として幅広い分野に取り組んでいますが、その中に食品安全の分野も取り入れて、一緒になってやっていこうということで、そちらに合わせる形で消費者教育という名前を付けております。今後もう少し皆様に伝わりやすい名前が無いかを考えていきたいと考えています。

田中委員より関心のない人に対してどのように情報を届けるかということに関して、市町村やもっと身近な自治会レベルと連携して取り組んではどうかというご意見をいただきました。市町村など幅広い機関と連携をして計画を進めていきたいと思っています。

(高木委員)

消費者代表の高木と申します。

今回の資料を見て、高校生の時に食品に対する知識を得るというのはすごく大切な事だと思います。自分は子育ての時に一番食品の安全に注意をしていました。子どもが生まれて大きくなっていく間はすごく食品の安全について興味を持つと思います。私の周辺の人たちも子育て世代が一番こうした情報を知りたいと思っていますが、なかなかそういった情報を手に入れるための手段がないという状況です。ネットから入ってくる状況は正しいかどうか分からないので、情報元が岐阜県であると安心してその情報を仕入れることができると思います。先ほど教育についての話もありましたが、PTAの役員をやった際に子ども向けの講習会などをやろうと思っても、なかなかテーマにあった講師を選ぶのが大変だった記憶があります。子育て世代の人に向けて、出前講座などがあるといったことや講師として県の人に来てといったことをもっと知ってもらう機会があればいいと思いました。消費者としては、県が何をしているのか大きな事件があればわかるのですが、日頃は情報を手に入れる手段が限られているので、しっかり情報提供していただければと思います。

(柴山委員)

消費者委員の柴山と申します。

まず、現在の施策について、着実に実行されていることに感謝します。

現在でも食品を提供する事業者の方が、不十分な衛生管理の下、食品を提供している店もあります。居酒屋などでもよくお客様に提供できるなどといった衛生管理のところもあります。くわえたばこをしながら料理をしているようなレベルの事業者もいました。こういった人たちをどのように現在の食品衛生のレベルにまで引き上げるかということが大切であると思います。先ほどから学校教育で食品に対する知識を教えるという意見が出ていますが、アニサキスやノロウイルスの食中毒が多いので、水産物の危険についても教育を行ってほしいと思いました。

今回骨子案を見させていただきましたが、外来語がとても多い印象を受けました。今後、パブリックコメントを実施して、一般の方から意見を聞く際には、注釈等をつけるなどした方が、理解しやすいのではないかと感じました。

(道上委員)

消費者代表の道上と申します。

今回の第4期計画ですが、私自身この協議会に参加するまではこういった計画があるということを全く知りませんでした。第3期計画の途中からこの協議会に参加して、ようやくどのような施策を行っているかということを知りました。市町村などと連携して、全世代の県民に対して、こういった情報を常に伝えていってもらえたらと思いました。

(浅野委員)

岐阜県食品衛生協会の浅野と申します。

先ほどから委員の皆様から講習会の講師や高校生への教育についてのご意見が出ていますが、ぜひ食品衛生協会にもお声かけをお願いします。各地域の保健所と連携して、講師派遣などできると思います。協会では手洗いマイスターによる手洗い教室を主に実施していますが、最近協会でも小学校や保育園向けにも手洗い教室を実施しています。その教室の中で、食の安心・安全の話が出来たらいいのではないかと感じました。県に対しての要望としましては、子ども食堂の話が出ましたが、実際数は増えていると感じています。営業許可を取っていないということがありますが、そういった施設に関してもご指導いただけたらと思います。

(国富委員)

バローホールディングスの国富と申します。

全体としては、前回の意見に関しても柔軟に取り入れられていて、学校教育や制度の浸透などの新たな取り組みについても分かりやすく組み込まれていると

感じました。その中で、HACCPの件について取得を支援し、認定者数を増加させるということですが、一般的な衛生管理が前提となっていて、HACCP管理が行われることで衛生管理ができるということなので、認定数にとらわれすぎて、一般的な衛生管理ができていないところがHACCPを取得することのないよう留意していただければと思います。

我々はスーパーの他にもドラッグストアなどを展開していますが、コンビニなどの様々な業態でも食品を扱うようになってきました。それぞれの業態に合わせて営業許可はとっていると思いますが、衛生監視指導を現状の人員でカバーできるのかという体制についてはどのようにお考えなのかと思います。また、社会福祉施設などについては指導をされているということでしたが、インターネット上で販売される生鮮食品や冷凍食品などを販売している店舗を持たない販売業者や配送業者などが温度管理を間違えることなどによって食中毒につながる恐れがあると思いますが、そのような業者に対しての監視についてはどのようにお考えでしょうか。

(野池食品安全推進室長 (生活衛生課))

高木委員の方からは子どもたちへの教育も重要であるが、子育て世代の方への教育も重視してほしいといったご意見をいただきました。PTAの講師選定に苦慮しているといった実情があるということですが、私どもとしてはそういったところで、ぜひご活用いただけるようにと出前講座を従来から実施しております。数人から10人程度の人数にお集まりいただければ、どこへでも講師を派遣しています。ホームページにも掲載しておりますし、市町村や関係機関に資料をお配りしているのですが、まだまだ不十分な状況となっています。ぜひ皆様方にも情報発信源となっただけいただければと思います。ご希望いただければ、100%対応させていただきたいと思いますので、ご活用をお願いします。

柴山委員からは衛生管理がまだまだ不十分な施設があるというご意見をいただきました。私どもとしても食品の事業者との協力関係を保ちながら、指導をして衛生管理の向上を図りたいと考えていますが、悪質な業者に関しては、厳しい姿勢で指導を行っていきます。衛生管理について、営業施設に伺って指導をすることもありますし、毎年講習会の場でも衛生管理のポイントについて周知徹底を図っていきたいと考えております。また、消費者向けということで魚介類の衛生管理やアニサキス、ノロウイルスのリスクなどについて消費者の方に向けて様々な手法を使って、情報提供を行っていきたいと思います。柴山委員からは外来語が多くて分かりづらいといったご意見をいただきました。なかなか適切に日本語に言い換える言葉が見つからないこともありますので、ご意見をいただいた通り注釈をつけるなどして皆様にご理解いただけるようにし

ていきたいと思えます。

浅野委員からは食品衛生協会としても子どもたちへの教育を引き続き行っていただけるという心強いご意見をいただきました。保健所とも協力関係を保っていただいていますので、ぜひとも連携して手洗い教室や食品の安全・安心の講習などを実施し、幅広い活動ができればと思えますので、今後ともご協力をお願いします。子ども食堂についてかなり増えているというお話でしたが、本当に増えているのか、どのような実態となっているのかについて今まで把握ができていませんでしたので、来年度取り組んでいきたいと思っております。子ども食堂と名乗っていれば一概に許可が必要ないとは考えておらず、提供の仕方が不特定多数の人に対してされるのか、ある程度特定された人に対してされるのか、また、もともと営業されている事業者が子ども食堂も行うといったこともあると思えますので、実態を把握し、許可の要否についても判断していきます。許可の必要がない施設についても衛生管理はしっかり指導をしてまいります。

国富委員からはHACCPの推進において、一般衛生管理がおろそかにならないようにというご意見をいただきました。私どもも同様に考えておまして、一般的な衛生管理を基本とした上で、HACCPによる衛生管理の徹底を図ってきたいと思えます。ドラッグストアなど食料品を扱う店舗が増えているということで、監視体制についてご意見をいただきました。確かに現場の監視員の数には限りがありますが、監視の方法を工夫して効率的な方法で指導を徹底させていきたいと思えます。必要に応じて、組織の見直しや人員の要求についても視野に入れて考えていきたいと思えます。また、ネット販売や運送業について監視体制がどうなっているのかというご質問をいただきました。こちらについては正直なところ手薄な状況となっています。ネット販売については、実態がつかみづらいところがあるのですが、今後、全ての食品の取扱事業者にHACCPの衛生管理を導入すると国が言っているので、運送業者や店舗を持たないネット販売業者であっても食品を取り扱う以上対象となると思えます。現状を把握できない業態が多いのですが、国でも、今まで許可も届出も必要なかった業種について新たに届出制度による対象とする案を示しておりますので、実態を把握して効果的な指導ができるようになるのではないかと考えています。

(梶川会長)

その他何かご意見はありますか。

(柴山委員)

これからの時期に各地のイベントなどで露店が出る機会が多くあると思いま

す。そういった露店などへの衛生指導についてはどうなっているのでしょうか。プロパンガスやガソリンを使う際には、消防署によって指導がされているようです。

(野池食品安全推進室長 (生活衛生課))

露店についても、衛生指導対象に含まれております。各地のイベントについての対策ですが、大きなイベントがある際には主催者の方からイベントの届出を保健所に出していただきます。露店の出店計画を確認して、実際に出店しようとする業者の方に保健所に来ていただき、その時限りで出店をされる方には臨時営業の許可を取っていただくこととなっています。材料の調達方法や現場での調理方法について指導をしています。大きなイベントの際には、保健所の職員が休日でも実際に現場に足を運んで監視をするなどの対応をしています。

(梶川会長)

今回の骨子案については、大変分かりやすく示していただき、委員の皆様には様々なご意見をいただきました。本体案を示す際には注釈ではなく用語集のようなものをつけていただければ、用語の意味が分かりやすいのではと思いました。食品衛生法の大きな改正があるということで、計画に盛り込むといったことも示されましたが、農林水産省によって農薬取締法についても改正が検討されております。農薬対策について変更があると思いますので、計画に反映できるところを反映させるなどご検討をお願いします。

今回の協議会で2年間の任期が満了となります。委員の皆様より2年間任期を務められてのご意見やご感想をお伺いしたいと思います。

(長屋委員)

食品安全対策協議会に初めて参加させていただきまして、栄養士会として日々行っている業務のすべてが関わってくるところでしたし、参加することで県としてどういったことを行っているのかが分かりました。さらに栄養士会として貢献できることがあれば協力させていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

(上林委員)

2年間ありがとうございました。さまざまな立場からのご意見を聞くことでとても勉強になりました。生協でも食の取組みを行っていますので、コラボレーションということで一緒に取り組んでいけたらと思いました。食品の安全について教育していくうえで、もったいないということも合わせて教育してもら

いたいと思います。賞味期限が切れたからといってすぐ捨ててしまうのではなく、食べられるものは食べるということも必要だと思います。今回福井県での大雪で流通がストップしてしまったことで、大量の食品が廃棄されたと聞きました。教育の中で、食べられるか食べられないかを自ら判断できるような教育をしてほしいですし、事業者に対してもものを作りすぎないといった指導も一つだと思いますので、食品ロスについてもご指導いただきたいと思いました。

(羽場委員)

行動基本計画の目標は「すべての県民とのコラボレーションにより、「将来にわたって安全で安心な食生活ができる岐阜県」の実現を目指す」となっていますが、私たちの食生活改善協議会もこの目標に沿ってしっかりと共食を楽しめるような岐阜県になるよう協力をしてまいりたいと思います。

毎回食卓の安全・安心ニュースを送付していただいておりますが、有効に使わせていただいております。とても勉強になる資料ですので、感謝しながら皆さんにPRをしています。2年間ありがとうございました。

(田中委員)

生活学校では食品だけでなく活動が広範囲にわたっていきまして、身の回りの生活の問題点について研究や学習をしております。地元の生活学校では食の問題というのはあまり取り入れていなかったため食品の分野については知識の少ないままこの協議会に参加しました。この協議会に参加させていただいて、県の施策などどういったことを行っているのか知ることが出来てとてもよかったと思っています。こちらで得た情報についても生活学校などでお話をさせてもらったりもしています。県の出前講座についてお話がありましたが、以前食品の出前講座を利用させていただきましたが、とても勉強になって良かったので、おすすめしたいと思います。協議会に参加させていただきとても勉強になりました。ありがとうございました。

(高木委員)

私もこの協議会に参加するまでは、消費者として基本的にはスーパーなどで売られているものは安全であろうと思って買い物をしていましたし、おおまかな知識のもとに生活をしていました。普段安心して買い物をしている中でも、本当に検査がされているのかどうかなど疑った気持ちもあったので、何か事件があると危ないものだとニュースなどに踊らされていることもありました。この協議会に参加させていただき、岐阜県が行政としてやらないといけないことを適切にやっていただいているということと、事業者の方もいろいろ工夫をし

ながら食品を扱ってくださっているということ、様々な団体の方が日々活動していただいているということを知ることが出来ました。普段の生活ではそういったことが実感できないので、出前講座についてもそういったことがあることを知らずに生活していたので、もったいない生活をしていたと感じております。たまたま入ってくる情報については拒まないのですが、自分から情報を調べようとするのはなかなか難しいので、いろいろな人が情報を受け取れるような仕組みがあればいいなと思います。

(柴山委員)

県がこういった協議会を行っていることを知りませんでした。県としてきめ細かい施策を実施していることに対して感謝します。世界では多くの人が飢餓に苦しんでおります。教育の中で、食事を残すことはもったいないことだということを子どもたちに教えることも親の義務ではないかと思っています。

(道上委員)

この協議会に参加させていただき、自分自身今まで食品に対して勉強したことがほとんどなかったのですが、この協議会に参加させていただいた2年間で消費者としての食品の見方も変わってきたと思いますし、食品関連のニュースに対しても敏感に反応するようになりました。とても食品に対して勉強になりました。

(浅野委員)

初めて協議会に参加させていただいた際に、資料の多さにびっくりしました。私たち食品衛生協会でも今までも会員に対する安全安心についての情報提供は行っているのですが、広く一般の方にも知ってもらいたいということで、今後考えたいと思います。イベント会場などで手洗い教室を実施しており、子どもを持つお母さんたちには参加していただいています。今後ますます力を入れていきたいと思いますので、ご協力をお願いします。

(国富委員)

私どもスーパーの業界団体の集まりもあるのですが、この協議会では、消費者の方や生産者の方など色々な立場の方のご意見を聞くことが出来て、とても参考になりました。行政の方も幅広い立場の方の意見を取りまとめていらしてとても大変だなと思いました。この2年間ありがとうございました。

(梶川会長)

この2年間の協議会では、1年目はちょうど廃棄食品の不正転売事案の処理が終わったところで、その問題について説明をしていただきました。去年は鳥インフルエンザが県内の農場で発生いたしました。こういった事案は専門家が対処していかないといけないことなので、今回の骨子案の中にも行政側の勉強・育成について盛り込まれておりますが、長期的な視点を交えながら専門家の育成をお願いしたいと思います。2年間ありがとうございました。

それでは、事務局の方にお返しします。

(緒方生活衛生課長)

梶川会長、円滑な協議会の進行、ありがとうございました。

委員の皆様、本日はお忙しい中、当協議会にご出席いただき、ありがとうございました。皆様には、2年間の任期をお務めいただきましたが、本日の会議が、2年間の任期最後の会議となります。この場をお借りして一言、お礼を申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、数多くのご意見をいただき、県の食品安全行政を進めていくことが出来ました。

委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、来年度以降も真摯に食品安全行政に取り組んでまいります。今後とも、引き続きご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

(平岡食品安全対策係長 (生活衛生課))

以上をもちまして、第3回の食品安全対策協議会を終了します。

委員の皆様、本日はありがとうございました。

それでは、お気をつけてお帰り下さい。